

議案第 1 号

和解について

次のとおり和解したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成29年7月27日提出

野田市長 鈴木 有

1 和解の相手方

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明

2 和解の内容

- (1) 相手方は、市に対し損害賠償金として2,600万円を支払う。
- (2) 市は、本和解に係る除染経費に関し、国や地方自治体等に対する重複請求を行わない。
- (3) 本和解に定める金額を超える部分については、本和解の効力が及ばず、市が相手方に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (4) 市は、本和解に定める金額に係る遅延損害金について、相手方に別途請求しない。

3 事件の概要

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により平成23年度から平成25年度までの間に市が放射能対策のために支出した経費に係る損害賠償請求のうち、相手方が応じないものについて、原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申立てを行ったところ、同センターから和解案が提示された。

提案理由

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に係る損害賠償請求について、原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解案に基づき和解しようとするものである。